【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の４の５第１項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和８年11月16日
【会社名】	AIストーム株式会社 （旧会社名　株式会社ジェクシード）
【英訳名】	AI storm CO.,LTD. （旧英訳名　GEXEED CO.,LTD.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役　今井　俊夫
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町２番１号）

（注）令和７年３月28日開催の第61回定時株主総会の決議により、令和７年４月１日から会社名を上記のとおり変更いたしました。

１【内部統制報告書の訂正報告書の提出理由】

令和６年３月28日に提出いたしました第60期（自　令和５年１月１日　至　令和５年12月31日）内部統制報告書の記載事項に誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の４の５第１項に基づき、内部統制報告書の訂正報告書を提出するものであります。

２【訂正事項】

３　評価結果に関する事項

３【訂正箇所】

「３．訂正箇所及び訂正の内容」に記載しております。

１．訂正の対象となる内部統制報告書の提出日
令和６年３月28日

２．訂正の理由
（１）財務報告に係る内部統制の評価結果を訂正するに至った経緯
当社は、令和８年５月15日、外部からの指摘により、過年度における中古トラックの売買取引に関して適切でない取引が行われた可能性のある事案を認識したため、その取引内容を調査し、事実関係を迅速かつ的確に把握することを目的として、当社と利害関係のない独立した外部専門家を含めた特別調査委員会を設置いたしました。
当社は、令和８年９月１日に特別調査委員会の調査報告書を受領し、同報告書に記載されている内容から、令和５年12月期から令和７年12月期に至るまでの財務報告に訂正が必要であると判断いたしました。
これを踏まえ、当社は、令和５年12月期から令和７年12月期までの有価証券報告書、令和６年12月期第１四半期の四半期報告書、令和６年12月期から令和７年12月期までの半期報告書、並びに令和７年４月28日及び令和７年12月17日提出の有価証券届出書について訂正報告書を提出することといたしました。
当社は、上記の訂正に伴い、改めて財務報告に係る内部統制の再評価を行いました。その結果、全社的な内部統制及び業務プロセスにおいて、新規事業に係る取引の実在性及び権利移転を確認する統制等が十分に整備・運用されていなかったことを認識いたしました。

（２）開示すべき重要な不備の内容
当社において認識した開示すべき重要な不備の内容は、「３．訂正箇所及び訂正の内容」に記載のとおりです。

（３）訂正の対象となる内部統制報告書に開示すべき重要な不備の記載がない理由
中古トラック転売取引に係る業務プロセスは評価範囲に含めておりましたが、当社の評価手続は、稟議書、契約書、請求書及び受領書等の証憑の整備及び承認の状況を確認するものにとどまり、車両の登録名義の移転状況の確認や転売先・転リース先への直接の確認といった、取引の実在性を検証する統制の有無を評価するものではありませんでした。このため、評価範囲の決定は適切であったものの、評価手続の設計が十分ではなく、提出日において当該不備を識別することができませんでした。

（４）開示すべき重要な不備を是正するために実施された措置と是正の状況
当社は、本訂正報告書提出日までに、以下の措置を実施しております。
・中古トラック転売取引及び中古トラックファンド取引を主導していた外部人材（当時の執行役員）の退任、及び同人が代表取締役を務める会社との業務委託契約の終了。
・新規の中古トラックファンド取引の一時停止
・登録名義の変更が完了していない車両について、仕入先及びファンド組成会社と協力した登録名義変更手続の推進、並びに登録名義の変更が不可能であることが判明した車両についてのファンドからの買戻しの合意
・ファクタリング取引における、対象債権の発生根拠となる債権の確認
・内部統制専任者の採用決定（令和９年１月１日入社予定）
しかしながら、「３．訂正箇所及び訂正の内容」に記載した再発防止策は現在整備の途上にあり、整備後の内部統制について一定の運用期間を確保したうえでその有効性を評価する必要があることから、本訂正報告書提出日現在において、開示すべき重要な不備の是正は完了しておりません。当社は、令和８年12月期末までに再発防止策の整備を完了させ、その後速やかに運用状況の評価を実施する予定です。

３．訂正箇所及び訂正の内容

訂正箇所は＿＿＿を付して表示しております。

３【評価結果に関する事項】

（訂正前）

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（訂正後）

下記に記載した財務報告に係る内部統制の不備は、財務報告に重要な影響を及ぼす可能性が高く、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。したがって、当事業年度末において、当社の財務報告に係る内部統制は有効でないと判断いたしました。

記

（１）令和８年12月期に特別調査委員会の調査により判明した中古トラック転売取引及びファクタリング取引に関する不備

当社は、令和８年９月１日に受領した特別調査委員会の調査報告書に記載されている内容から、令和５年12月期から令和７年12月期までの財務報告に与える影響が大きく重要性が高いと判断し、開示すべき重要な不備に該当すると判断いたしました。

具体的な不備の内容は以下のとおりです。

①全社的な内部統制における不備

Ⅰ．統制環境の不備

・新規事業推進に対する牽制・監督の不足

当社は、収益源の多角化及び事業規模の拡大を急ぐ中、従来の主力であるAIアドバイザリー事業とは性質の異なる中古トラックを利用した事業（以下「AI＆モルタル事業」という。）について、事業内容、取引実態、収益構造及びリスクを十分に検証しないまま、特定の人物に実質的な推進を委ねておりました。また、当事業に知見を有する役職員の配置といった人的体制は十分に整備されておらず、特定の人物より提供される情報に準拠して意思決定を行っており、専任者の募集は続けておりましたが、採用に至らず専任者不在の状態が続いてしまい牽制・監督機能が十分ではありませんでした。

・外部人材の権限・責任及び利益相反の管理の不備

当社は、当該に事業特定の人物に本部長及び執行役員の肩書を付与し、本件取引を実質的に主導させていたにもかかわらず、同人との間で雇用契約又は業務委託契約を締結せず、執行役員に適用される社内規程も存在しなかったことから、同人の職務内容、権限範囲、報告義務、利益相反管理及び責任の所在が明確に定められておりませんでした。その結果、同人が実質的に支配又は影響力を有する会社との取引について、利益相反の観点からの検証が行われないまま取引が継続されました。

・売上・利益拡大を優先する経営姿勢

当社経営陣は、短期間で売上高及び営業利益に大きく寄与する可能性のあるAI＆モルタル事業を重視する一方、取引実態、法的リスク、会計処理、回収可能性及び与信管理等に関する慎重な検討を十分に行っておりませんでした。

Ⅱ．リスクの評価と対応の不備

・新規事業に固有のリスクの識別・評価の不足

当社は、新規事業を開始するにあたり、当該事業に固有のリスクを識別・評価し、これに対応する体制を構築する手続を設けておらず、本件取引に係る実在性及び権利移転に関するリスクを適切に評価しておりませんでした。

Ⅲ．情報と伝達及びモニタリングの不備

・内部監査及びリスクマネジメントの形骸化

当社の内部監査は経営管理部（現 人事総務部）の従業員が兼務しており、当該従業員自身が本件取引の稟議申請、契約書の締結及び支払手続に関与していたことから、内部監査の独立性及び客観性が確保されておりませんでした。また、内部監査及びリスクマネジメント委員会において、本件取引の実在性、登録名義の移転状況及び特定の人物による業務執行の実態について実質的な検証や議論が行われておらず、リスクを早期に把握して経営陣及び取締役会に報告する機能が十分に発揮されておりませんでした。

・異常な兆候に関する報告体制の不備

経理及び総務の担当者から車台番号の不一致等の異常が指摘されたにもかかわらず、その原因が調査されず、経営者、取締役会及び監査等委員会に報告されませんでした。

②業務プロセスにおける不備

・取引実在性及び権利移転を確認する統制の不備

中古トラック転売取引において、受領書も特定の人物を介して入手しており、登録名義の変更手続を仕入先に一任してその変更状況を確認しておりませんでした。

・稟議・決裁手続の実質的審査機能の不足

ワークフロー上での決裁手続は行われていたものの、稟議に付された資料の真正性、資金決済の原資、登録名義変更の履践状況等について、実質的に審査する体制が整備されておらず、取引の異常性や不整合を発見し、取引の実行を停止するためのチェック機能が十分ではありませんでした。

（２）事業年度の末日までに是正されなかった理由

上記の開示すべき重要な不備が当事業年度の末日までに是正されなかった理由は、本件が当事業年度末日後に発覚したためです。

（３）開示すべき重要な不備の是正に向けた方針（再発防止策）

当社は、特別調査委員会の提言を踏まえ、以下の再発防止策を実施し、財務報告に係る内部統制の整備及び運用を図ってまいります。

①外部人材・執行役員等に対する管理体制整備

外部人材、顧問、業務委託先、執行役員その他会社の業務執行に関与する者について、契約関係、職務内容、権限範囲、報告義務、報酬、利益相反管理及び責任の所在を明確に定めたうえで、取締役会において承認する体制を整備いたします。特に、従業員ではない者に役職名を付与する場合には、社内規程上の位置付けを明確にし、管理部門及び内部監査部門による継続的な監督を行います。

②新規事業開始時の審査・承認プロセスの強化

新規事業又は非中核領域の取引を開始する場合に、事業の内容、商流、収益構造、法的リスク、会計処理、資金回収可能性、与信リスク及び必要な人的体制を事前に検討し、取締役会において承認する体制を整備いたします。その際、事業推進部門が作成した資料のみに依拠せず、管理部門、財務経理担当及び必要に応じて外部専門家が関与し、取引の実現可能性及びリスクを客観的に検証いたします。

③稟議・決裁手続きの実質的審査機能の強化

稟議手続について、承認ルートを形式的に回付するだけでなく、取引金額、取引類型、相手方の属性、関連当事者性、初回取引又は新規事業該当性等に応じて、実質的な審査を行うことのできる体制を整備いたします。

④取引実在性確認に関する内部統制の強化

重要な取引について、契約書、請求書、発注書、納品書又は受領書等の形式的な確認にとどまらず、対象物の実在性、引渡しの有無、使用実態、所有権又は登録名義の移転状況及び代金決済の事実を実質的に確認する手続を整備いたします。中古トラック関連取引においては、登録事項等証明書等の名義変更完了資料及び転リース先による使用確認書等を証憑として保存いたします。

⑤利益相反取引の管理強化

役職員、外部人材、顧問、業務委託先その他会社業務に関与する者が支配、関与又は影響力を有する法人との取引について、事前申告、関係性の確認、利益相反の有無の審査及び取締役会による承認を義務付けます。取引の提案者又は実質的推進者が取引相手方と関係を有する場合には、当該者を意思決定及び相手方確認手続から分離し、価格、条件、役務提供の実態及び支払の合理性を第三者的な観点から検証いたします。

⑥管理部門による継続的モニタリング

新規事業及び非中核領域の重要取引について、取引開始後も管理部門が定期的にモニタリングを行い、未回収債権、登録名義変更未了、証憑未取得、支払遅延、契約条件との不整合等の異常を早期に把握できる体制を整備いたします。モニタリング結果は、経営陣、監査等委員会及び必要に応じて取締役会に定期的に報告し、重大な異常が認められた場合には、取引停止、追加調査等を速やかに検討いたします。

⑦内部監査及びリスクマネジメント機能の強化

他の業務と兼務しない独立した専任の内部監査担当者を配置し、それまでの間は外部専門家を活用いたします。内部監査においては、取引実在性、権利移転の完了状況、外部人材の関与状況及び利益相反の有無等についてリスクベースで重点監査項目を設定し、新規事業又は非定型・高額取引については取引開始後の早期段階からモニタリングを行います。また、リスクマネジメント委員会においては、重要な新規事業、高額取引及び外部人材が主導する取引等をあらかじめ重点管理対象として特定し、継続的に管理いたします。内部監査及びリスクマネジメント委員会の活動状況は、取締役会及び監査等委員会に定期的に報告いたします。

以上